

大阪市旅館業法の施行等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第1節 旅館業の施設の構造設備の基準（第3条 - 第6条）

第2節 社会教育に関する施設等（第7条・第8条）

第3節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準（第9条）

第4節 その他の事項（第10条）

第3章 近隣住民の安全で安心な生活を確保するために営業者等が講ずべき措置等（第11条 - 第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、旅館業法（昭和23年法律第138号。

以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、旅館業の施設の近隣住民の安全で安心な生活を確保するため、営業者（旅館業を営もうとする者を含む。第3章において「営業者等」という。）が講ずべき措置等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 旅館業法の施行に関し必要な事項

第1節 旅館業の施設の構造設備の基準

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第3条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第

1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の構造設備は、次の基準に適合すること
 - ア 採光上有効な窓が設けられていること
 - イ 出入口は、宿泊者が自由に開閉できる構造であること
- (2) 玄関帳場を有する場合における当該玄関帳場の構造設備は、次の基準に適合すること
 - ア 宿泊者及び宿泊しようとする者(以下「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認できる場所に設けられていること
 - イ 設置箇所は、1施設につき原則1箇所とすること。ただし、1施設につき2箇所以上設置しようとする場合において、当該施設の規模その他の事情を考慮して、市長が宿泊者等の出入りを直接確認する上で支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - ウ 受付台は、事務を行うのに適した広さを有し、宿泊者等と施設の従事者が直接面談できる構造であること
 - エ 玄関帳場及びその周囲に宿泊者等の往来を容易に見通すことができなくなる

ようなカーテン、囲いその他の設備が設けられていないこと

(3) 玄関帳場を有する場合には、旅館業の施設の出入口の付近に、事故が発生したときその他の緊急時に対応する者（以下「事故等対応者」という。）の氏名及び電話番号並びに当該施設が旅館業の施設である旨の表示がされていること。ただし、事故が発生したときその他の緊急時に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

(4) 玄関帳場を有しない場合における宿泊者の確認を適切に行うための設備の構造設備は次の基準に適合すること

ア 客室、便所その他宿泊者の宿泊の用に供する部分（以下「宿泊施設」という。）に近接した場所に、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための事務室（以下「管理事務室」という。）を有すること

イ 宿泊施設の出入口の付近に宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器を有すること

ウ 宿泊施設及び客室の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること

エ 客室及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器を有すること

オ 宿泊施設の出入口の付近及び管理事務室の出入口に事故等対応者の氏名及び電話番号並びに当該宿泊施設及び当該管理事務室が旅館業の施設である旨が表示されていること

カ 宿泊施設の出入口の付近に管理事務室の所在地が表示され、かつ、管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地が表示されていること

(5) 共同用の浴場（以下「共同浴場」という。）の構造設備は、次の基準に適合すること

ア 男用及び女用に区別され、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことができない構造であること

イ 収容人員に応じた脱衣室を設けること

ウ 浴室の床面、周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること

エ 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること

オ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原湯（浴槽に直接注入される湯をいう。以下同じ。）、原水（浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される湯をいう。以下同じ。）又は上り用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。）として使用する場合であって、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること

- カ 浴室から排水された湯水を送水するための配管又は浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を循環させるための配管は、原湯、原水、上り用湯又は上り用水を供給するための配管又は給湯栓若しくは給水栓に接続しないこと
- キ 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)を設ける場合にあっては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つことができる加温装置を備えること
- ク 浴槽水を循環させる場合にあっては、ろ過器等を設けることとし、次の基準に適合すること
- (ア) ろ過器の1時間当たりの処理能力(1の浴槽の浴槽水を処理するため2以上のろ過器を設ける場合にあっては、当該各ろ過器の1時間当たりの処理能力の合計)は、当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であること
- (イ) ろ過器のろ材の洗浄又は交換及び消毒が容易にできる構造であること
- (ウ) 集毛器(毛髪等を浴槽水から除去するための装置をいう。以下同じ。)は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設けること
- (エ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること
- ケ 浴槽に気泡発生装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生層置等」という。)を設ける場合にあっては、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること
- コ 浴場の汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること

- サ 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること
- (6) 共同浴場以外の浴場及び客室に設けられた浴室（以下「浴室」という。）の構造設備は、前号ウからサまでに掲げる基準に適合すること
- (7) シャワー室の構造設備は、次の基準に適合すること
 - ア 床面及び周壁は、耐水性の材料を用いること
 - イ 床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること
 - ウ 水道水以外の水を上り用湯又は上り用水として使用する場合であって、当該水道水以外の水が市規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること
 - エ 排水された湯水を送水するための配管は、上り用湯又は上り用水を供給するための配管又は給湯栓若しくは給水栓に接続しないこと
 - オ 汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること
 - カ 第5号キ及びサに掲げる基準
- (8) 水道水その他飲用に適する水を供給することができる洗面設備を有すること
- (9) 寝具、寝衣等を衛生的に保管することができる設備を有すること
- (10) 施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること
- (11) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第4条 令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ面積は総客室の延べ面積の2分の1未満であること
- (2) 前条各号(第2号を除く。)の基準に適合する構造設備であること
- (3) 階層式寝台を有する場合における当該階層式寝台の構造設備は、次の基準に適合すること
 - ア 上段の寝台は、転落を防止するための設備を有すること
 - イ 上段の寝台への昇降のための堅ろうな階段又ははしごを有すること
- (4) 玄関帳場を有する場合には、当該玄関帳場は宿泊者等との面談に適するものであること

(善良の風俗を保持すべき地域における旅館・ホテル営業等の施設の構造設備の基準等)

第5条 法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲110メートルの区域内における令第1条第1項第8号及び第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前2条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 寝台を設置する客室を有する場合における当該客室の構造設備は、次のいずれかの基準に適合すること
 - ア 定員1名の客室の数が寝台を設置する客室の総数の3分の1以上であり、か

- つ、2人用の寝台が設置された客室の数が寝台を設置する客室の総数の3分の1以下であること
- イ 客室数が100室以上であること
- ウ 幅0.9メートル以上の独立した寝台が4つ以上ある客室が寝台を設置する客室の総数の2分の1以上であること
- (2) 客室の構造設備は、次の基準に適合すること
- ア 浴室等及び脱衣室の内部を外部から容易に見通すことができない構造であること
- イ 客室内において料金の支払等ができる自動精算機、小窓その他の構造設備が設けられていないこと
- (3) 玄関及び駐車場の出入口に外部からの見通しを遮るものを有しないこと
- (4) 玄関帳場を有する施設にあっては、駐車場から玄関帳場を経由せず、直接個々の客室へ出入りすることのできる構造でないこと
- (5) 客室の扉を自動的に施錠し又は開錠することができる装置と連動した客室案内板その他の設備であって玄関帳場での面接を妨げるものを有しないこと
- (6) 施設内に性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝台、照明、がん具その他これらに類するものを有しないこと
- (7) 施設の外観及び外部の広告物の構造設備は、次の基準に適合すること
- ア 著しく奇異な意匠でないこと
- イ 周囲の環境と調和が保たれているものであること

ウ 人の性的好奇心をそそるおそれのある広告物が備え付けられていないこと

エ 市規則で定める基準に適合する色及び模様並びに照明設備であること

第6条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗濯場及び物干場を有することとする。

第2節 社会教育に関する施設等

(法第3条第3項第3号の条例で定める施設)

第7条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館
- (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校のうち、18歳未満の者の利用に供されるもの
- (6) 前各号に掲げる施設のほか、青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、国、地方公共団体又は公共的団体が設置するもののうち、主として18歳未満の者の利用に供される施設又は多数の18歳未満の者の利用に供される施設で市長が指定するもの

2 市長は、前項第6号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置、施設の設置者又は管理者その他必要な事項を公示しなければならない。

(法第 3 条第 4 項の条例で定める者)

第 8 条 法第 3 条第 4 項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設(前条第 1 項に定める施設をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前 2 号に掲げる施設以外の施設で当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
- (4) 前 3 号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を管轄する市長

第 3 節 宿泊者の衛生に必要な措置の基準

(法第 4 条第 2 項の基準)

第 9 条 法第 4 条第 2 項の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1 客室の 1 人当たりの床面積は、次の表の左欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること

営業の種別	面積
旅館・ホテル営業	3.3平方メートル
簡易宿所営業	1.6平方メートル
下宿営業	4.9平方メートル

- (2) 客室にくず入れを備えること

- (3) 浴場、浴室、シャワー室、洗面所及び便所は、常に清潔の保持に努め、排水を完全にすること
- (4) 共同浴場並びに共同浴場以外の浴場及び浴室であつてろ過器等を使用して浴槽水を循環させているものについては、次の措置(共同浴場以外の浴場及び浴室であつてろ過器等を使用して浴槽水を循環させているものにあつては、イ及びコに掲げる措置を除く。)を講ずること
- ア 浴槽は、浴槽水の入換えごとに清掃し、及び消毒すること
- イ 浴室に使用済みのかみそり等を廃棄するための容器を備えること
- ウ 原湯、原水、上り用湯又は上り用水には、再利用された湯又は水を使用しないこと
- エ 浴槽水については、次に掲げる措置を講じ、常に市規則で定める水質基準に適合させること
- (7) 浴槽に十分な原湯又は原水を供給し、常に満杯の状態にしておくこと
- (1) 塩素系薬剤を用いて消毒するとともに、遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定し、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つこと。ただし、原湯又は原水の水質その他の浴槽水の水質により塩素系薬剤を用いて消毒することができない場合であつて、他の適切な方法で消毒することにより市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (ウ) ろ過器等を使用して循環させている浴槽水(以下「循環水」という。)を消毒する場合にあつては、循環水がろ過器に入る直前に塩素系薬剤を注入し、

又は投入すること

(I) 浴槽水を毎日（連日使用している浴槽水にあっては、1週間に1回以上）

入れ換えること

(オ) 循環水について、飲用でない旨の表示その他の誤飲を防止するための措置を講ずること

(カ) 浴槽に気泡発生装置等又は打たせ湯を設ける場合にあっては、浴槽水に浴用剤等を加えないこと

(キ) 1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること

オ 打たせ湯については、次に掲げる措置を講じ、常に市規則で定める水質基準に適合させること

(ア) 循環水を使用しないこと。ただし、専用のろ過器及び消毒設備を設ける場合その他の適切な措置を講ずる場合であって、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(イ) (ア)ただし書の場合においては、1年に1回以上ろ過系統ごとに水質検査を行うとともに、当該水質検査の結果が市規則で定める水質基準に適合しなかったときは、直ちに、その旨を市長に報告すること

カ 貯湯槽を設ける場合にあっては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏60度以上に保つとともに、定期的に清掃し、及び消毒すること

キ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること

(ア) 浴槽水は、1時間当たり、ろ過器に係る浴槽の容量以上のものを循環させること

(イ) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄(湯を逆流させてろ過器内の汚れを除去することをいう。)その他の適切な方法により清掃するとともに、ろ過器及び浴槽水を循環させるための配管を定期的に消毒すること

(ウ) ろ過器のろ材は、洗浄又は交換及び消毒が容易にできるものを使用すること

(エ) 集毛器は、毎日清掃すること

(オ) 消毒設備は、維持管理を適切に行うこと

(カ) 回収槽(浴槽水として再利用するために浴槽からあふれ出た湯水を集め、貯留するタンクをいう。)は、定期的に清掃し、及び消毒すること

ク 浴槽に気泡発生装置等を設ける場合にあっては、空気の入入口から土ぼこりが入ることを防止するための措置を講ずること

ケ ア、カ若しくはキ(イ)若しくは(カ)の規定による清掃若しくは消毒、エ(イ)の規定による測定、エ(ウ)の規定による注入若しくは投入、エ(キ)若しくはオ(イ)の水質検査、キ(エ)の規定による清掃又はキ(オ)の規定による維持管理作業(以下「清掃等」という。)を行ったときは、これらに関する記録を作成し、清掃等を行った日から起算して3年間、これを保存すること

- コ 共同浴場の衛生管理を適切に行うため、法第3条第1項の許可を受けた施設ごとに専任の衛生管理に関する責任者を置くこと
- (5) 前号の適用を受ける浴場及び浴室以外の浴場及び浴室については、同号ウ、カ及びクに掲げる措置を講ずること
- (6) シャワー室については、次に掲げる措置を講ずること
- ア 上り用湯及び上り用水には、再利用された湯又は水を使用しないこと
- イ 第4号カに掲げる措置
- (7) 床下の排水及び通風を良好にして、施設の防湿に努めること
- (8) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の発生状況について適宜点検するとともに、適切な防除措置を講ずること
- (9) 調理及び洗面の用水は、水道水その他飲用に適する水（市規則で定めるものに限る。）とすること
- (10) 食器、寝具、寝衣類等は、宿泊者の定員に応じた十分な数を備え、常に清潔にし、適当な設備に保管すること
- (11) 寝具及び寝衣類は、市規則で定めるところにより定期的に消毒すること

第4節 その他の事項

（法第5条第3号の条例で定める事由）

第10条 法第5条第3号の条例で定める事由は、同条第1号又は第2号に該当する場合のほか、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。

第3章 近隣住民の安全で安心な生活を確保するために営業者等が講ずべき措置等

(緊急時等における営業者の対応)

第11条 営業者は、事故が発生したときその他の緊急時又は近隣住民からの苦情等があったときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 営業者(下宿営業を営む者を除く。第13条及び第14条において同じ。)は、旅館業の施設の出入口の付近に、近隣住民からの苦情等に対応する者の氏名及び電話番号の表示を行わなければならない。ただし、玄関帳場を有する旅館業の施設について、近隣住民からの苦情等に対応するための措置が講じられていると市長が認めるときは、この限りでない。

(小規模な施設において旅館業を営もうとする者等が講ずべき措置)

第12条 総客室の延べ面積が33平方メートル未満である施設において旅館業を営もうとする者が当該旅館業に係る法第3条第1項の許可の申請をしようとするとき又は簡易宿所営業(総客室の延べ面積が33平方メートル未満である施設において営むものに限る。)に係る同項の許可を受けている者が当該簡易宿所営業を営む施設から玄関帳場を廃止して当該施設を玄関帳場を有しない施設にしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該旅館業の施設の近隣住民に周知するとともに、当該周知の方法その他市長が定める事項を記載した書面及び次項に規定する書面を市長に提出しなければならない。

(1) 営業者等の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

- (2) 旅館業の施設の名称及び所在地
- (3) 営業の種別
- (4) 苦情等に対応する者の氏名及び電話番号
- (5) 廃棄物の処理方法

2 前項の規定による周知は、同項各号に掲げる事項を記載した書面を提示して行わなければならない。

(玄関帳場を有する施設に係る営業者が講ずべき措置)

第13条 玄関帳場を有する施設に係る営業者は、第11条第1項の規定による対応その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成しなければならない。

(玄関帳場を有しない施設に係る営業者が講ずべき措置)

第14条 玄関帳場を有しない施設に係る営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 宿泊者に対し、宿泊施設の使用開始時に、次に掲げる宿泊施設を使用する際の注意事項（以下「注意事項」という。）を説明すること
 - ア 宿泊施設に備え付けられた設備の使用方法
 - イ 廃棄物の処理方法
 - ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけること
 - エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

- (2) 客室に注意事項を記載した書類を備え置くこと
- (3) 宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること
- (4) 第11条第1項の規定による対応、前3号に掲げる措置その他近隣住民の安全で安心な生活を確保するために自らが遵守すべき事項を記載した手引書を作成すること
- (5) 宿泊施設が存する建物に宿泊施設以外の部分が存する場合にあっては、当該建物の出入口の付近に当該宿泊施設が旅館業の施設である旨を表示すること
(旅館業の施設への立入調査等)

第15条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、旅館業の施設に立ち入り、第11条から第14条までに規定する措置の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入、調査又は質問（以下「調査等」という。）を行う職員は、現に宿泊者の宿泊の用に供している旅館業の施設に立ち入るときは、あらかじめ、当該施設の営業者（客室に立ち入る場合にあっては、当該施設の営業者及び当該客室に宿泊している者）の承諾を得なければならない。

3 調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（勧告及び公表）

第16条 市長は、営業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該営業者等

に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第11条から第14条までに規定する措置を講じないとき

(2) 調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた事業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき事業者等にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

第4章 雑則

（施行の細目）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月10日条例第56号)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可について適用し、同日前に行われた申請に係る同項

の許可については、なお従前の例による。

附 則(平成20年 5 月23日条例第70号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第 3 条第 1 項の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に存する施設を利用して新たに旅館業を営営するために行われる申請に係る旅館業法第 3 条第 1 項の許可については、なお従前の例による。
- 4 附則第 2 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第 6 条若しくは第 6 条の 2 の規定による確認を受けた施設(前項に規定する施設を除く。)又はこれらの確認の申請を行っている施設を利用して新たに旅館業を営営するために平成21年 6 月 1 日までに行われる申請に係る旅館業法第 3 条第 1 項の許可については、なお従前の例による。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、施行日前に行われた申請に係る旅館業法第 3 条第 1 項の許可を受けた旅館業の施設及び前 2 項に規定する施設を施行日以後に改修

する場合においては、当該改修する部分に限り、改正後の条例の規定を適用する。

附 則(平成24年11月20日条例第109号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市旅館業法施行条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に存する施設を利用して新たに旅館業を営営するために行われる申請に係る旅館業法第3条第1項の許可については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条若しくは第6条の2の規定による確認を受けた施設(前項に規定する施設を除く。)又はこれらの確認の申請を行っている施設を利用して新たに旅館業を営営するために平成26年4月1日までに行われる申請に係る旅館業法第3条第1項の許可については、なお従前の例による。

5 前3項の規定にかかわらず、施行日前に行われた申請に係る旅館業法第3条第1項の許可を受けた旅館業の施設及び前2項に規定する施設を施行日以後に改修

する場合においては、当該改修する部分に限り、改正後の条例の規定を適用する。

- 6 この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の許可を受けて設置されている旅館業の施設については、施行日から起算して1年間は、改正後の条例第3条第8号カ、同条第10号エ、第4条第3号(改正後の条例第3条第8号カ及び同条第10号エに係る部分に限る。)及び改正後の条例第5条第4号(改正後の条例第3条第8号カ及び同条第10号エに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に実施された改正後の条例第13条第1項の規定により実施する説明会又は戸別訪問に相当する説明会又は戸別訪問は、同項の規定により実施された説明会又は戸別訪問とみなす。

附 則(平成30年5月28日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に実施されたこの条例による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する条例第12条第1項の規定による周知に相当する周知は、同項の規定により行われた周知とみなす。

(大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の一部改正)

3 大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(平成30年大阪市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第8条第1項第5号」を「第7条第1項第5号」に改める。